

浜松市地域コミュニティ団体等に対する原材料支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域コミュニティ活動の一環として、地域コミュニティ団体等が協働して行う身近な市道、農道、林道等の簡易な整備に対し、その原材料を支給する事業(以下「原材料支給事業」という。)に関し、必要な事項を定める。

(事業)

第2条 原材料支給事業は、地域自治区による固有の制度で活用するため、対象となる事業、対象とする団体、支給する原材料その他具体的な事項については、事業を実施する地域自治区及び事業ごとに別に定めるものとする。

(支給の申出)

第3条 原材料の支給を受けようとする者は、書類で市長に申し出なければならない。

(支給の決定)

第4条 市長は、前条にかかる申し出があった場合は、事業内容を審査し、その結果を申出者に通知するものとする。

(事業完了報告)

第5条 原材料の支給を受けた者は、事業完了後、速やかに事業が完了した旨の報告書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。